

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

令和元年10月10日開会

熊本県南小国町

## 令和元年度南小国町農業委員会10月総会

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午前10時20分から午前11時00分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (7名)

1番 杉 安 申 歳 委員	5番 佐 藤 竹 良 委員
6番 村 上 文 秋 委員	7番 河 津 篤 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員
10番 武 田 時 吉 委員	
4. 欠席委員 (3名)

2番 佐 藤 省 市 委員	3番 松 崎 久美子 委員
4番 下 城 孔志郎 委員	
5. 南小国町農業委員会憲章唱和
6. 会議録署名委員の指名 (7番委員、8番委員)
7. 議案第 15 号 農地法各条関係審議について
8. 議案第 16 号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について
9. 議案第 17 号 農地に該当するか否かの判断について
10. 議案第 18 号 南小国町小作料協議会規則の廃止について
11. 議案第 号 その他
12. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局 長 本 田 圭 一 郎
事務局 職員 佐 藤 亮

○会長

おはようございます。10月の南小国町農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は農業委員の方の欠席が2番の佐藤省市委員、3番の松崎久美子委員、4番下城孔志郎委員が欠席となっております。推進委員の方は村上秀訓委員と本田高幹委員が欠席というような状況でございます。

従いまして農業委員は定足数の過半数を超えておりますので、本日の総会は成立をいたします。

それでは日程第1の南小国町農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。

本日は5番の佐藤竹良委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○5番

**南小国町農業委員会憲章唱和（省略）**

○会長

はい。ありがとうございました。

続きまして日程第2の会議録署名委員の指名を行います。

7番 河津 篤委員。8番 北里丈夫委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

### 議案第15号 農地法各条関係審議について

続きまして日程第3「議案第15号 農地法各条関係審議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

#### 【議案第15号 農地法各条関係審議について

#### 詳細に説明】

本日は4条案件が1件となっております。

2ページをお願いいたします。

申請者（○○）○○○○氏。申請物件 大字満願寺○○○○○○。台帳・現況共に地目 田。面積846㎡の1筆となっております。転用の理由としまして駐車場となっております。次ページに位置図、それと本日お配りしました現地確認で状況の方を見ていただければと思います。

この案件の農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

続きまして担当地区の説明をお願いいたします。

この件につきましては1番の杉安申歳委員と最適化推進委員の廣瀬修一さんからお願いいたします。

代表して廣瀬さんから説明をお願いいたします。

○廣瀬委員

それでは現地ですね説明をいたします。

黒川に豆腐屋さんがありまして、吉祥さんですね裏に36台くらい止める駐車場があります。その奥が現地でございます。左の方に南城苑の敷地がありまして、手前に自宅があります。その奥に従業員宿舎が二棟あるわけです。あと空いているところは15台くらい止めている駐車場でございます。ここがどんな現地かと言いますと、下の36台の駐車場から土地の高さは1メートルぐらいだと思います。左の南城苑さんのほうも敷地の高さが現地からしますと1メートルぐらい上でございます。黒川にしましても中々駐車場が少ないところでございます、ここに駐車場が出来れば近くにつとめている従業員さんが助かるんじゃないかと私は思っております。それで、下から見まして現地の右側の方に小川が流れまして、その上に、のし湯さんがあります。周りも駐車場だもんで、そんなに問題はないと私は思っております。現地の方に駐車場を作ったならばどこを通りますかと聞きましたら、下の〇〇さんの駐車場を通らせていただいて、現地の駐車場に上がるようにしますということで、道も相手側の方にも話をし、決まっているような状態です。

これで説明を終わります。

○会長

はい。今推進委員から説明がございましたけれども、農業委員の杉安さんなにかありますか。

○1番委員

現地の方を確認しましたが、特別問題はないとは思いましたので皆様のご検討をよろしくお願いいたします。

○会長

はい。説明ありがとうございました。

それでは質疑に移ります。

この4条案件について、質問等ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

はい。7番河津委員。

○7番委員

駐車場はいいと思いますけど、要は駐車場にする場合は砂利を敷くのか、コンクリートまで張るのか、そのあたりの確認はどんなですか。

○会長

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局から説明をいたします。

こちらは事業計画上はですね貸し駐車場ということでアスファルト舗装を予定しております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○7番委員

はい。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

他にございませんか。質問は。

はい。質問はないというようなことでありますので、採決に移りたいと

思います。

4条受付番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので本件は許可相当ということで、意見を付して県へ進達をすることといたします。

## 議案第16号

### 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして日程第4「議案第16号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

説明については一括して説明をしてください。

4ページをお願いいたします。

#### 【議案第16号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 31027 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。大字満願寺○○○○。利用権の設定をする者 ○ ○○氏。大字満願寺○○○○。利用権を設定する土地 大字満願寺字○○○○○○○-○。現況地目 田。面積102㎡。設定する利用権 利用内容としまして田。水稻となっております。期間が令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間。借賃は全筆で330kgとなっております、利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借です。

続きまして○○○○-○。現況地目 田。面積684㎡。同じく字○○○○○○○-○。畑。396㎡。字○○○○○○○-○。田。1,242㎡。同じく○○○○-○。田。2,555㎡。大字赤馬場○○○○○○○-○。田。156㎡。同じく○○○○-○。田。1,635㎡。合計6,770㎡となっております、設定する利用権は先ほどご説明しました内容と同じとなっております。

設定を受ける者の農業経営の状況としましては、年齢82歳。農作業従事日数300日となっております。

補足になりますけれども、昨日もお会いしましたが大変元気な方でおられます。

次のページをお願いいたします。

○事務局長

受付コード 31028 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏 大字中原○○○○。利用権の設定をする者 ○○○○○氏。大字中原○○○○。利用権を設定する土地 大字中原字○○○○○○-○。現況地目 田。面積515㎡。設定する利用権 利用内容は牧草。期間が令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間。利用権の種類は使用貸借権となっております。続きまして同じく○○○○-○。現況地目 田。面積1,540㎡となっております。設定する利用権は先ほどと同じとなっております。

○○○○氏の農業経営の状況としまして、年齢41歳。農作業従事日数300日となっております。

以上です

○会長

はい。質疑を行いますけれども、まず受付コード31027について質問をお受けいたします。

質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので採決に移らせていただきます。

受付番号31027について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので原案のとおり決定することといたします。

続きまして受付番号31028でございますけれども、議事の参与の制限ということがございまして、本日は武田時吉委員の親族にあたる事項でありますので、10番武田時吉委員は退席をお願いいたします。

(10番委員退席する)

はい。退席をしていただきましたので、それでは質疑に移りたいと思います。

質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなことですので、受付番号31028について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手賛成でありますので原案のとおり決定いたします。

本日のこの2件につきましては、南小国町町長へ報告をいたすことといたします。

武田委員は席にお戻りください。

(10番委員着席する)

## 議案第17号 農地に該当するか否かの判断について

続きまして日程第5「議案第17号 農地に該当するか否かの判断について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

7ページをお願いいたします。

### 【議案第17号 農地に該当するか否かの判断について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

所有者としては4件となっております、番号1 (〇〇〇) 〇〇〇〇氏代表相続人 〇〇〇〇氏。対象筆 満願寺花山〇〇〇〇。地目 田。面積376㎡。同じく〇〇〇〇-〇。地目 田。2, 214㎡。同じく〇〇〇〇-〇。地目 畑。99㎡。田2筆。畑1筆。2, 689㎡のすべてを非農地として考えております。

続きまして番号2 (〇〇) 〇〇〇〇氏。対象筆 満願寺花山〇〇〇〇。同じく〇〇〇〇。地目は両方とも田でございまして、面積が上から1, 031㎡。581㎡となっております。

続きまして番号3 (〇〇) 〇〇〇〇氏。対象筆 満願寺花山〇〇〇〇-〇。地目 畑。538㎡。同じく字〇〇〇〇。地目 田。3, 471㎡。同じく〇〇〇〇。地目 田。面積1, 061㎡。田2筆。畑1筆。5, 070㎡となっております。

続きまして番号4 (〇〇) 〇〇〇〇氏。対象筆が満願寺花山〇〇〇〇。地目が畑。面積254㎡。同じく〇〇〇〇。畑。145㎡。同じく石原〇〇〇〇-〇。田。2, 436㎡。同じく〇〇〇〇-〇。畑。145㎡。同じく〇〇〇〇。田。694㎡。同じく〇〇〇〇。畑。228㎡。合計 田2筆。畑4筆。3, 902㎡となっております、総計が14筆。13, 273㎡となっております。それらのすべてを非農地として判断しております。

続きまして、補足説明としまして佐藤の方よりご説明を申し上げます。

○会長

補足説明をお願いいたします

○事務局

はい。事務局の方から説明させていただきます。

番号1から4までなんですけれども、先だつての農地パトロールの際に担当地区の村上文秋農業委員会長と現地の方を確認して参りました。1から4までは同じ波居原地区の筆になっております。現場がですねもう山林の奥まったところございまして、もう長年農地としては使われていないというところで、先ほどの7ページで触れたところではございますけれども、荒廃農地の発生解消状況に関する調査にあります要件のうちですね、山林の様相を呈しているという要件に該当するというところで非農地とい

う判断をしております。右側の備考欄に原野と山林及び原野とありまして、そちらの地目が適正な地目であるとして判断をくだし、こちらで採決をいただいた折りにはですね、法務局または県、それから対象者の方にその旨を通知して非農地と判断しましたということで、お知らせをするものです。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

私から追加的に説明させていただきます。地元委員ということで現地を職員と一緒に立ち会ってきました。今事務局から説明したとおりですね農地としては最近使われておりません。国の減反政策の折から小作が出来ない、あるいは1番の〇〇さんについては、この人のお父さんも早く亡くなって、その後この〇〇さんという人は県外に出ている方でございますのでおりませんでしたので、その後農地は利用できていなかったという状況でございます。この4案件についてすべて道も軽トラックも入っていないような状況の場所でございますので、一部は山林化とかなっているような状況でありましたので、事務局と相談して非農地の判断という形で提案したところでございます。

当日ですね実はドローンを持って行ってですね現地を確認したんですけど、1カ所については確認が出来たんですけども、ちょっとドローンの調子が悪くてですね全部の確認をしておりませんので写真が撮れていない状況ですね。現地が山の中ですので。

事務局から補足説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局からです。当日パトロールに行ったときに場所の特定は会長と一緒にしまして、写真がですね、本当に踏み込めないような場所でしたので、ドローンでと思ったんですけど、そのドローンも会長が仰ったとおり調子が悪くてですね後日改めて現場に行きまして、もう一度ドローンを飛ばして写真を撮ってまいりました。上空から見てもですねもうとても農地といえるような状況ではありませんでしたので、非農地という判断になっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは質疑に移りたいと思います。

この件について、農地に該当するか否かの判断についての質問をお受けいたします。

(9番委員手をあげる)

はい。9番穴井委員。

○9番委員

大したことはございませんけど、字的に申し上げますけど字花山ということですが、大枠でいいますとどのあたりになるかな、と思い



ますがそのあたり説明いただいてよろしいですか。

○会長

はい。現地的にはですね、花山の方はですね波居原の鬼淵地区から○○○○さんと○○○○さんの旧屋敷ですね。その谷筋になります。あの上流でございます。石原もですね上流の一番曾根を超えて反対側になるんですけども波居原の一番下の旗返しから林道永江線が入っているんですけども、それを上っていったところですよ。ちょうど完全に山の中のような農地でございます。現在水路関係もですね、もうこれは横野水路関係ですけども水路関係ももう放棄しておりますので、水利権もございませんというような状況のところでございます。

○会長

はい。わかりました。ありがとうございます。

(7番河津委員手をあげる。)

○7番委員

はい。7番河津委員。

はい。これに関連してですけども、この場合結局所有者に一応通知するんですよ。そうしたとき相続は完全にしてもらおうという形ですよ。そうした場合は今度は法務局で登記を変更せなんじゃないですか、そうした場合は本人が行ってもらうという形になるわけですよ。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局からです。おっしゃるように事前にですねこの件については通知をすでに発出をしております。それが確定ではなくてこの農業委員会の総会でどうなるかという判断を持ってですね、農家台帳から外しますという通知を出します。自動的に変わるのではなくてですね非農地判断の通知という通知書を本人さんが持って法務局に行って農業委員会でこの判断が下っているので地目を変えたいという手続きをまた踏まないといけないということですので、あくまでこの農業委員会で審議しているのは農家台帳から外すという処理だけです。

以上です

○7番委員

わかりました。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

推進員の方も質問いいですよ。

ございませんか。

はい。ないということでございますので採決に移りたいと思います。

農地に該当するか否かの判断について、受付番号1, 2, 3, 4について原案のとおり農地に該当しないということに判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので原案のとおり決定することといたし関係者に通知することといたします。

## 議案第18号 南小国町小作料協議会規則の廃止について

日程第6「議案第18号 南小国町小作料協議会規則の廃止について」  
上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。9ページをお願いいたします。

**【議案第18号 南小国町小作料協議会規則の廃止について詳細に説明】**

次のページをお願いいたします。

これは南小国町小作料協議会規則を平成元年8月21日に定めたものでございまして、設置の目的としましては農地の小作料の標準額を定めるため、南小国町小作料協議会を設置するということにしておりましたが、先ほど説明しましたとおり平成21年の農地法改正に伴い廃止を行ってまいりました。しかしながらこの規則が現状でも残っているというような状況ですから、それについての廃止という形の提案となっております。

説明は以上です。

○会長

ただ今事務局から説明がございましたがこの件について質問等はございませんでしょうか。

ちょっと私から質問ですが、町としてのこの事務の取扱についてどうか教えていただくと助かりますけれども。

○事務局

はい。事務局から説明いたします。

こちらがですね小作料協議会というのが平成21年の法改正に伴って、もう協議会自体が廃止となっていることからですね、事務自体が存在しないという状況です。今回なぜこのタイミングでこれが出てきたかと申しますと、南小国町の例規集にこちらが掲載されておまして、実際にはですね農業委員会で規則として定められている条文なんですけれども、町でのですね例規の方に載るべきものではないと、まして平成21年の法改正でもう存在しないものを載せておく必要がないというところでの廃止・削除ということになります。それでこちらが農業委員会に関する条文になりますので、こちらで決済を採りたいというところで上程させていただいております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

他に質問ございませんでしょうか。

事務局から説明がありましたように平成21年にですね農地法の改正に伴ってですね、農地法の昭和27年の法律の第23項の規定そのものがもう廃止されておりますのでこの規定はもう効をなしていないというような状況でもございます。

質問等ございませんでしょうか。

質問ございませんか。

(はい。という声あり)

はい。ないということでございますので、南小国町小作料協議会規則の廃止について、原案のとおり廃止することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので廃止することといたします。

## そ の 他

その他ということですがけれども何かございませんでしょうか。

はい。ないようでしたら本日の総会をこれで閉じたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

令和元年10月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員            7 番 委 員

署 名 委 員            8 番 委 員

会 議 録 調 整 者        佐 藤   亮